

高齢者等インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症 予防接種協力医療機関一覧

【令和8年 10 月1日時点】

※まずは、かかりつけ医で接種が可能
かどうかご相談ください。

		イン フル	コロ ナ	岩美町・鳥取市(旧鳥取市及び旧岩美郡内の 医療機関のみ抜粋して掲載しています)		イン フル	コロ ナ
岩美病院	73-1421	●	●	たなか小児科医院	21-1222	●	●
藤田医院	72-0123	●	●	田中整形外科医院	27-3021	●	●
麻木クリニック	23-3387	●	●	谷口医院	22-2332	●	●
安陪内科医院	26-6675	●	●	だんばらクリニック	54-1020	●	●
石井内科小児科クリニック	31-1141	●	●	千代水の森 おなかと内科のクリニック	50-0743	●	●
いしこ内科循環器科医院	37-3200	●	●	寺岡医院	57-0108	●	●
石谷小児科医院	22-3354	●	●	鳥取医療センター	59-1111	●	●
石丸こどもクリニック	26-1400	●	●	鳥取北クリニック	32-7111	●	●
イナカ内科医院	24-5167	●	●	とっとり在宅ケア・漢方クリニック	30-7760	●	●
いわさわ医院	52-7822	●	●	鳥取市立病院	37-1522	●	●
上田病院	37-1177	●	●	鳥取生協病院	24-7251	●	●
上山整形外科医院	28-0315	●	●	鳥取ペインクリニック	22-3633	●	●
延寿の杜ホームクリニック	30-6901	●	●	内科・消化器内科 片原ごとうクリニック	51-0510	●	●
おおたけ脳神経・漢方内科クリニック	28-7025	●	●	中安脳神経・内科クリニック	30-6633	●	●
おおたにこども・ファミリークリニック	51-1221	●	●	なわだ内科クリニック	25-1155	●	●
おか内科クリニック	30-2111	●	●	西尾内科クリニック	26-6070	●	●
おかだ内科	30-3750	●	●	にしまち診療所 悠々	25-6523	●	●
岡本医院	53-2028	●	●	野津医院	22-8605	●	●
尾崎病院	28-6616	●	●	野の花診療所	36-0087	●	●
かげしま心臓血管・内科クリニック	30-6733	●	●	橋本外科医院	29-1281	●	●
加藤整形外科医院	22-7522	●	●	はまゆう診療所	51-7800	●	●
北室内科医院	26-1433	●	●	早瀬医院	23-3357	●	●
クリニックこくふ	50-1328	●	●	ふなもとクリニック	30-1611	●	●
クリニック陽まり	30-1525	●	●	堀内医院	28-1009	●	●
こどもクリニックふかざわ	32-1700	●	●	本城内科クリニック	39-1010	●	●
こはまクリニック	37-3211	●	●	前田医院	37-0102	●	●
こばやし内科	51-7373	●	●	松岡内科	31-3111	●	●
柴町クリニック	21-3111	●	●	松下内科医院	21-0002	●	●
ささき皮膚科整形外科クリニック	24-8100	●	●	まつだ内科医院	38-4777	●	●
さとに田園クリニック	30-1515	●	●	宮崎内科医院	21-1717	●	●
在宅診療所とっとり	32-8008	●	●	宮本医院	38-1300	●	●
塩田医院	30-1110	●	●	みやもと産婦人科医院	51-7717	●	●
穴戸医院	29-4410	●	●	もとだクリニック	30-3711	●	●
下田神経内科クリニック	32-7020	●	●	やまもとクリニック	50-0066	●	●
庄司医院分院	28-2611	●	●	山本外科内科医院	23-2064	●	●
すがクリニック	30-8830	●	●	山脇医院	23-1811	●	●
大覚寺クリニック	26-6123	●	●	横浜小児科内科医院	21-7000	●	●
たかすりウマチ・整形外科クリニック	51-7115	●	●	よしだ内科医院	31-1118	●	●
たけうち耳鼻いんこう科	50-0311	●	●	よしなりこどもファミリークリニック	32-7800	●	●
竹内内科医院	22-2317	●	●	吉野・三宅ステーションクリニック	21-8825	●	●
竹田内科医院	22-4320	●	●	よろずクリニック	59-0433	●	●
田中医院	27-0121	●	●	わたなベクリニック	50-0071	●	●
たなかクリニック	24-1101	●	●				

※上記以外の県東部の医療機関、及び入院・通院患者のみ接種可能な医療機関は掲載していないため、直接医療機関
にお問い合わせください。

高齢者等インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症 予防接種のご案内

高齢者等インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症の予防接種は65歳以上の方を対象に年1回実施します。本人が希望する場合に限り、接種を受けてください。

●接種期間 令和8年10月1日から令和9年1月31日

※昭和36年10月・11月・12月生まれの方は、満65歳になられてからお受けください。



●接種場所 鳥取県東部の協力医療機関(別紙のとおり)

●接種方法 主治医またはご希望の医療機関にお問い合わせのうえ、医療機関に直接ご予約ください。

●持参品 ・高齢者等インフルエンザ予防接種接種券及び予診票(白色)

・新型コロナウイルス感染症予防接種券及び予診票(水色) ※消えないペンでご記入ください

・自己負担金(接種券上部に記載)※負担金は令和8年8月25日の課税状況に基づいたものです

・お薬手帳



必ずお読みください ～予防接種を受けられる方へ～

インフルエンザについて

インフルエンザとは、発熱・頭痛・関節痛・筋肉痛などの全身症状が強く、高齢者や乳幼児では肺炎や脳炎など、重症化しやすい感染症です。空気中に拡散されたウイルスによって感染するため、感染予防のためには、人込みは避けましょう。また、常日頃から十分な栄養や休息をとることも大事です。外出時のマスクや帰宅時のうがい・手洗いは、普通のかぜの予防と併せておすすめします。

新型コロナウイルス感染症と合併症

新型コロナウイルスは、感染して多くの方が2～3日程度、長くとも7日程度で発熱、喉の痛み、頭痛、倦怠感(だるさ)などの症状が出始めます。年齢が上がるごとに重症化するリスクが高まるため、高齢者と基礎疾患(慢性閉塞性肺疾患(COPD)、慢性腎臓病、糖尿病、高血圧、心血管疾患、肥満)、喫煙のある方は注意が必要です。また、感染から回復した後に持続する症状、新たに出現する症状などの後遺症が現れることがあると報告されています。新型コロナウイルスは現在も変異を繰り返しており、すでに感染したことがある方や、以前に新型コロナワクチンを接種した方でも新しい変異株に再感染する可能性があります。

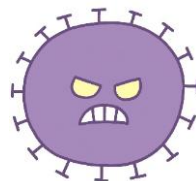
ワクチンの効果と副反応

ワクチン接種を受けると、感染した場合の入院や死亡などの重症化を予防する効果が認められたと報告されています。

○主な副反応：注射した部分の痛み、疲労、頭痛、筋肉や関節の痛み、寒気、下痢、発熱、リンパ節の腫れなど

こうした症状の大部分は、接種後数日以内に回復しています。

○稀に起こる重大な副反応：アナフィラキシーショック、心筋炎、心膜炎、ギラン・バレー症候群など



接種後に胸の痛みや動悸、息切れ、むくみ、手足の力が入りにくい、しびれなどの症状が現れたら速やかに医療機関を受診してください。

これら以外の症状が副反応として出る可能性があります。接種後に普段と変わったことがあった場合は、医師に相談してください。

予防接種を受けることができない人

- 1) 明らかに発熱している人（通常は37.5℃を超える場合）
- 2) 重い急性疾患にかかっている人
- 3) ワクチンに含まれる成分によって、接種後30分以内にひどいアレルギー反応（アナフィラキシーなど）を起こしたことがある人
- 4) 医師が予防接種を行うことが不適当な状態にあると判断した人

次の方は接種前に医師にご相談ください

- 1) 抗凝固療法（血液をサラサラにする薬の投与）を受けている人、血小板減少症又は凝固障害（出血時に血が止まりにくい）のある人
- 2) 過去に免疫状態の異常を指摘されたことのある人、もしくは近親者に先天性免疫不全症者がいる人
- 3) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患及び血管疾患などの基礎疾患のある人
- 4) 過去に予防接種を受け、2日以内に発熱、全身性の発疹、じんましんなどのアレルギーを疑う症状のみのみられた人、また、そのおそれがある人
- 5) 過去にけいれん（ひきつけ）の既往歴のある人



接種後は以下のことにご注意ください

・接種後30分間は、急な副反応（冷汗が出る、めまい、顔面蒼白、手足が冷たくなる、意識の消失）、アナフィラキシー（全身のかゆみ、じんましん、喉のかゆみ、ふらつき、動悸）が起こることがあります。医師（医療機関）とすぐ連絡が取れるようにしてください。

・接種直後または接種後に、血管迷走神経反射として立ちくらみや失神を起こすことがあります。転倒に注意してください。

・接種当日の入浴は差し支えありませんが、接種部位をこすることはやめてください。

・接種当日はいつもの生活をして構いませんが、接種後は接種部位を清潔に保ち、接種当日は激しい運動や大量の飲酒は避けてください。

・接種部位の異常な反応や体調の変化があった場合は、速やかに医師の診察を受けてください。

予防接種健康被害救済制度について

極めて稀に予防接種を受けたことにより、病気や障がい等が起こることがあります。厚生労働大臣が予防接種法に基づく予防接種によるものと認定した場合は予防接種法に基づく健康被害救済給付の対象となります。これは、定期の予防接種を受けたことによる疾病や障がい等に対して、医療費や医療手当、障害年金等を給付するものです。

<お問い合わせ> 岩美町役場 健康福祉課(すこやかセンター内) 電話 (0857)73-1322

